

【鶴居村】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の内容並びに第4期教育振興基本計画等を踏まえ、本村では、小規模校のメリットを生かしながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実により、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を図ることとしている。

このため、令和3年度から道教委指定事業「学校力の向上に関する総合実践事業」の地域指定を受け、全校で「ICTを活用した教育の推進」に取り組んできた成果を踏まえ、1人1台端末を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導方法を工夫改善し、児童生徒の主体的な学びの姿の実現を目指す。

2 GIGA第1期の総括

(1) 端末及び環境の整備

- ・ 令和2年度に、全児童生徒及び全教職員にタブレットを整備し、併せて全校に、全児童生徒の一斉利用に対応できる容量を備えた通信ネットワークを整備した。
- ・ タブレットは、従前コンピュータを利用して学習してきた文書作成、計算、プレゼンテーションなどのスキルを継続して身に付けることができるようOSをWindowsとし、Officeソフトを搭載するとともに、学習支援システムとしてSKY MENU CLOUDを導入した。
- ・ ICTサポートを業務委託し、教職員のタブレット利活用の支援や機器トラブルに対応できる体制を整えた。

(2) 端末を活用した学びの実践

- ・ 教育委員会所管の鶴居村教育研究所にICT活用推進委員会を設置し、教科指導等で活用できる実践例の共有や研修会等を実施し、教職員のICT活用指導力の向上を図った。
- ・ 授業において、「他者参照」「ポジショニング」「学びの記録」「振り返り」などの場面で、積極的に学習支援システムを活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図った。
- ・ コロナ禍における出席できない児童生徒のオンライン授業、小規模校3校をオンラインで接続した一斉授業なども実践した。
- ・ タブレットの日常的な活用を促すため、家庭への持ち帰りも進め、家庭学習での活用を促した。

(3) 成果と課題

- ・ 児童生徒は、授業において、クラウドを活用した考えの共有や資料等の共同作成、各種ソフトを活用した情報の分析・加工など、タブレットを活用することで、個別最適な学びや協働的な学びの実現

に向けて一定の成果がみられた。

- ・ 教職員においても、ＩＣＴ活用推進委員会の取組や各校の校内研修により、ＩＣＴ活用指導力を着実に向上することができた。
- ・ タブレットについては、ストレージの不足や処理スペックに課題があり、フリーズや処理遅延などのトラブルでメーカー修理が頻繁に必要であったほか、カメラ機能の低スペックなど使いづらさも見受けられた。

3 1人1台端末の利活用方策

(1) タブレットの更新

令和2年度に整備した1人1台端末は整備後5年が経過し耐用年数を迎えること、また、OSのWindows10のサポートが令和7年9月に終了するため、OSを更新しセキュリティ上の安全性を確保する必要があることから、令和7年度に全児童生徒分159台及び全教職員分54台のタブレットを更新する。併せて、予備機を23台整備し、1人1台端末の環境を引き続き維持する。

なお、更新に当たっては、ＩＣＴ活用推進委員会所属の教員から意見を聴取した結果、現行のOS及び学習支援システムを継続するとともに、ストレージを拡充することとした。

また、ＩＣＴサポートの業務委託を継続し、教職員のタブレット利活用の支援や機器トラブルに対応できる体制を維持する。

(2) タブレット利活用の推進

- ・ 引き続き、1人1台端末を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導方法を工夫改善し、児童生徒の主体的な学びの姿の実現を目指す。
- ・ ＩＣＴを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、学習支援システムの効果的な活用はもとより、ＩＣＴ活用推進委員会による、教科指導等で活用できる実践例の共有や研修会等を充実し、教職員のＩＣＴ活用指導力の一層の向上を図る。また、当該委員会でＩＣＴ活用相談も実施し、学校間や教員間で活用の格差が生じないよう取組を進める。
- ・ 各校においては、児童生徒を対象とした「端末活用に係る技能一覧」を活用して児童生徒の情報活用能力の育成の取組を進める。
- ・ 様々な困難を抱える児童生徒を対象とした「不登校児童生徒に対する授業への参加・視聴機会の提供」、希望する児童生徒への「教育相談の実施」、「障がいのある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など、多様な場面での活用を検討する。